株式会社キョーセンサービスは
労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定を採用しています。

有効期間は2024年4月1日　～　2025年3月31日までの1年間とします。
※
・労使協定の別表1についての修正事項
　大阪府と京都府の地域指数を修正しました。
・上記別表1の職種の基準値修正事項
　H509　と　H531　の基準値の数字修正しました。
・労使協定書の地域追加修正
　滋賀県を追加修正しました。